

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第149号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年8月23日 09時05分ごろ
発生場所	阪神港神戸第3区 兵庫県神戸市所在の東神戸大橋橋梁灯（C2灯）から真方位030° 1,180m付近 （概位 北緯34° 43.1′ 東経135° 17.8′）
事故等調査の経過	平成25年10月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{みしま} 三島丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	135093、三島汽船有限会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	過給機ケーシングに破孔
事故等の経過	本船は、阪神港神戸第3区の東部内貿ふ頭で離岸作業中、平成25年8月23日09時05分ごろ、機関長が、主機の回転数に異常を感じて主機を停止した。 機関長は、主機の各部を点検した後、指圧器弁を開けて空気運転を行ったところ、5番シリンダの指圧器弁から水が噴出したことから、主機の運転不能と判断して船長に報告した。 本船は、タグボートを要請し、えい航されて同ふ頭を離れ、阪神港神戸第1区所在の造船所に到着して主機の開放点検が行われた結果、過給機ケーシングに破孔を生じていることが分かり、同ケーシングが交換された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機は、過給機ケーシングの破孔以外に損傷はなかった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、阪神港神戸第3区の東部内貿ふ頭で離岸作業中、主機の過給機ケーシングに破孔を生じ、漏れた冷却水がシリンダ内に入ったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、阪神港神戸第3区の東部内貿ふ頭で離岸作業中、主機の過給機ケーシングに破孔を生じ、漏れた冷却水がシリンダ内に入ったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・定期的に過給機ケーシングの板厚計測を行い、使用限界より薄い箇所が発見された場合は、早期に交換すること。・防錆剤の投入により、冷却水の水質管理を適切に行うこと。・主機始動前及び停止後には、指圧器弁を開けて空気運転を行い、シリンダ内への異物混入の有無を確認すること。